

○内閣府
財務省
農林水産省
令第

号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十五条第二項の規定及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

農林水産大臣 野村 哲郎

農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

(農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正)

第一条 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十三年
内閣府
農林水産省
財務省
令第三号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

		<p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) 第一条 農林中央金庫法(以下「法」という。)第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。 「一・二 略」 三 単体レバレッジ比率(第八項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする区</p>	
レバレッジ第二	レバレッジ第一	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
単体レバレッジ	<p>レバレッジ第一 単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率未満である場合</p>	<p>レバレッジ非対象区分 単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率以上である場合</p>	<p>「略」 「略」</p>

改正前

		<p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) 第一条 「同上」 「一・二 同上」 「同上」</p>	
レバレッジ第二	レバレッジ第一	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
単体レバレッジ	<p>レバレッジ第一 単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合</p>	<p>レバレッジ非対象区分 単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合</p>	<p>「同上」 「同上」</p>

区分	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
レバレッジ・バ ツファー非対象 区分	レバレッジ・バ ツファー非対象 区分	レバレッジ・バ ツファー非対象 区分	レバレッジ・バ ツファー非対象 区分
自己資本の充実の 状況に係る区分	自己資本の充実の 状況に係る区分	自己資本の充実の 状況に係る区分	自己資本の充実の 状況に係る区分
命 令	命 令	命 令	命 令

四 単体レバレッジ・バツファー比率（第十項に規定する単体レバレッジ・バツファー比率をいう。第三条において同じ。）を指標とする区分

区分	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
レバレッジ・バ ツファー非対象 区分	レバレッジ・バ ツファー非対象 区分	レバレッジ・バ ツファー非対象 区分	レバレッジ・バ ツファー非対象 区分
自己資本の充実の 状況に係る区分	自己資本の充実の 状況に係る区分	自己資本の充実の 状況に係る区分	自己資本の充実の 状況に係る区分
命 令	命 令	命 令	命 令

「号を加える。」

	レバレッジ・バ ツファ―第一区 分	<p>である場合</p> <p>単体レバレッジ ・バツファ―比 率が最低単体レ バレッジ・バツ ファ―比率の四 分の三の比率以 上最低単体レバ レッジ・バツファ― 比率未満足 ある場合</p>	<p>外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の六十パー セントの額から 、その事業年度 において既に支 出した外部流出 額を控除した額 （当該額が零を 下回る場合には 、零とする。） を上限として外 部流出額を制限 する内容をいう 。）を含む単体 レバレッジ・バ ツファ―比率を 回復するための 合理的と認めら れる改善計画を いう。）の提出 の求め及びその</p>
--	-------------------------	--	--

	レバレッジ・バツファア―第二区	単体レバレッジ・バツファア―比率が最低単体レバレッジ・バツファア―比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファア―比率の四分の三の比率未満である場合	実行の命令 外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファア―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその
--	-----------------	--	--

	レバレッジ・バツファア―第三区	単体レバレッジ・バツファア―比率が最低単体レバレッジ・バツファア―比率の四分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファア―比率の二分の一の比率未満である場合	<p>実行の命令</p> <p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファア―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその</p>
--	-----------------	--	---

レバレッジ・バッファ―第四区分	単体レバレッジ・バッファ―比率が最低単体レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の場合未満である場合	実行の命令 外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む単体レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
-----------------	--	---

2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等を含む。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一 第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
 「表略」

二 第十三項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分
 「表略」

三 連結レバレッジ比率（第十七項に規定する連結レバレッジ

2 「同上」	<p>一 第九項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分 「同上」</p> <p>二 第十項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分 「同上」</p> <p>三 連結レバレッジ比率（第十四項に規定する連結レバレッジ</p>
-----------	--

ジ比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする
区分

レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分	レバレッジ第一 区分	レバレッジ非対 象区分	自己資本の充実の 状況に係る区分	命 令
連結レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上である場 合	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率以上最低連結 レバレッジ比率 の二分の一の比 率未満である場 合	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の二分の一の比 率以上最低連結 レバレッジ比率 未満である場合	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 以上である場合		
〔略〕	〔略〕	〔略〕			

ジ比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする
区分

レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分	レバレッジ第一 区分	レバレッジ非対 象区分	自己資本の充実の 状況に係る区分	命 令
連結レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上である場 合	連結レバレッジ 比率が〇・七五 パーセント以上 一・五パーセン ト未満である場 合	連結レバレッジ 比率が一・五パ ーセント以上三 パーセント未満 である場合	連結レバレッジ 比率が三パーセ ント以上である 場合		
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕			

	ント以上最低連 結レバレッジ比 率の四分の一の 比率未満である 場合	
「略」	四 連結レバレッジ・バッファ―比率（第十九項に規定する 連結レバレッジ・バッファ―比率をいう。第三条において 同じ。）を指標とする区分	自己資本の充実の状況に係る区分
レバレッジ・バ ッファ―非対象 区分	連結レバレッジ ・バッファ―比 率が最低連結レ バレッジ・バッ ファ―比率以上 である場合	命 令 外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の六十パー セントの額から 、その連結会計 年度において既 に支出した外部
レバレッジ・バ ッファ―第一区 分	連結レバレッジ ・バッファ―比 率が最低連結レ バレッジ・バッ ファ―比率の四 分の三の比率以 上最低連結レバ レッジ・バッフ ァ―比率未満で	外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の六十パー セントの額から 、その連結会計 年度において既 に支出した外部

	ント以上〇・七 五パーセント未 満である場合	
「同上」	「号を加える。」	

<p style="text-align: center;">分 ツ レ フ バ ア ー 第 二 区 レ バ レ ッ ジ ・ バ</p>	
<p>ア ー レ ッ ジ ・ バ ッ フ 上 最 低 連 結 レ バ 分 の 一 の 比 率 以 フ ア ー レ ッ ジ ・ バ ッ レ 率 が 最 低 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ レ ・ バ ッ フ ア ー レ ッ ジ 比 連 結 レ バ レ ッ ジ</p>	<p style="text-align: center;">あ る 場 合</p>
<p>に 支 出 し た 外 部 年 度 に お い て 既 、 そ の 連 結 会 計 セ ン ト の 額 か ら 利 益 の 四 十 パ ー 容 （ 調 整 税 引 後 の 制 限 に 係 る 内 画 （ 外 部 流 出 額 外 部 流 出 制 限 計</p>	<p>流 出 額 を 控 除 し た 額 （ 当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る 。 ） を 上 限 と し て 外 部 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う 。 ） を 含 む 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー レ ッ ジ 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う 。 ） の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令</p>

<p>レバレッジ・バ ツファー第三区 分</p>	
<p>連結レバレッジ ・バツファー比 率が最低連結レ バレッジ・バツ ファー比率の四 分の一の比率以 上最低連結レバ レッジ・バツフ アー比率の二分</p>	<p>の三の比率未 満である場合</p>
<p>外部流出制限計 画（外部流出額 の制限に係る内 容（調整税引後 利益の二十パー セントの額から 、その連結会計 年度において既 に支出した外部</p>	<p>流出額を控除し た額（当該額が 零を下回る場合 には、零とする 。）を上限とし て外部流出額を 制限する内容を いう。）を含む 連結レバレッジ ・バツファー比 率を回復するた めの合理的と認 められる改善計 画をいう。）の 提出の求め及び その実行の命令</p>

<p>分 ツ フ ア ー 第 四 区</p>	
<p>連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 が 最 低 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 一 の 比 率 未 満 で あ る 場 合</p>	<p>の 一 の 比 率 未 満 で あ る 場 合</p>
<p>外 部 流 出 制 限 計 画 （ 外 部 流 出 額 を 零 に 制 限 す る 内 容 を 含 む 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を</p>	<p>流 出 額 を 控 除 し た 額 （ 当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る 。 ） を 上 限 と し て 外 部 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う 。 ） を 含 む 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う 。 ） の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令</p>

いう。)の提出
の求め及びその
実行の命令

3 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファア比率、第八項に規定する単体レバレッジ比率及び第十項に規定する単体レバレッジ・バツファア比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、前項に規定する単体自己資本比率、第八項に規定する単体レバレッジ比率及び第十項に規定する単体レバレッジ・バツファア比率以外の比率をいう。

5 「略」

6 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier1比率（第三項に規定する単体普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認

3 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファア比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、前項に規定する単体自己資本比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいう。

5 「同上」

6 第一項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier1比率（第三項に規定する単体普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除

した額を除く。)をいう。

一 「略」

二 普通出資持分の自己取得（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十条第一項の規定による取得を除く。第十五項第二号において同じ。）

「三〇五 略」

7 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

8 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第三項に規定する単体自己資本比率、第四項に規定する単体資本バツファー比率及び第十項に規定する単体レバレッジ・バツファー比率以外の比率をいう。

9 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」とは、法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式において、

く。)をいう。

一 「同上」

二 普通出資持分の自己取得（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十条第一項の規定による取得を除く。第十一項第二号において同じ。）

「三〇五 同上」

7 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

8 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第三項に規定する単体自己資本比率及び第四項に規定する単体資本バツファー比率以外の比率をいう。

「項を加える。」

前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

10 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第三項に規定する単体自己資本比率、第四項に規定する単体資本バツファース比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいう。

11 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファース比率」とは、法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・バッファース比率について指標となる一定水準の比率をいう。

12 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファース比率、第十七項に規定する連結レバレッジ比率及び第十九項に規定する連結レバレッジ・バッファース比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

13 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バツファース比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、前項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結レバレッジ比率

「項を加える。」

「項を加える。」

9 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファース比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

10 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バツファース比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第九項に規定する連結自己資本比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ

及び第十九項に規定する連結レバレッジ・バッファ比率以外の比率をいう。

14 略

15 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier1比率（第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 略」

四 その他Tier1資本調達手段（第十二項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいう。連結普通出資等Tier1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 略」

16 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バッファ）非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四

比率以外の比率をいう。

11 同上

12 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第九項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier1比率（第九項に規定する連結普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 同上」

四 その他Tier1資本調達手段（第九項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいう。連結普通出資等Tier1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 同上」

13 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バッファ）非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の

号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファ―非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の
実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益
計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年
度において費用として計上された前項に規定する外部流出額
に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用とし
て計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控
除した額をいう。

17 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、
自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に
係る算式により得られる比率であつて、第十二項に規定する
連結自己資本比率、第十三項に規定する連結資本バッファ―
比率及び第十九項に規定する連結レバレッジ・バッファ―比
率以外の比率をいう。

18 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」と
は、法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式において、
前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定
水準の比率をいう。

19 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファ―
比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に
掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第十二
項に規定する連結自己資本比率、第十三項に規定する連結資
本バッファ―比率及び第十七項に規定する連結レバレッジ比
率以外の比率をいう。

20 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッフ

実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益
計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年
度において費用として計上された前項に規定する外部流出額
に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用とし
て計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控
除した額をいう。

14 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、
自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に
係る算式により得られる比率であつて、第九項に規定する連
結自己資本比率及び第十項に規定する連結資本バッファ―比
率以外の比率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「Ａ比率」とは、法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バツファー比率について指標となる一定水準の比率をいう。

第三条 農林中央金庫は、外部流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第八十条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。）に記載した資本バツファー比率（単体資本バツファー比率又は連結資本バツファー比率をいう。）又はレバレッジ・バツファー比率（単体レバレッジ・バツファー比率又は連結レバレッジ・バツファー比率をいう。）に対応する第一条第一項第二号若しくは第二項第二号又は同条第一項第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（それぞれ資本バツファー非対象区分又はレバレッジ・バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、農

第三条 農林中央金庫は、外部流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第八十条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バツファー比率（単体資本バツファー比率又は連結資本バツファー比率をいう。以下この条において同じ。）に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、農林中央金庫は、業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに農林水産大臣及び金融庁長官に提出するものとする。この場合において、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

林中央金庫は、業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに農林水産大臣及び金融庁長官に提出するものとする。この場合において、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条 第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正)

第二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十条 三條第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成二十八年 内閣府 農務省 令第三号)の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条（第一項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点有する銀行に係る部分を除く。）、第二項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等に係る部分を除く。）、第六項、第七項及び第十六項に限る。）及び第二条（第五項を除く。）の規定は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の主務省令で定める特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は特定承継会社及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令について、区分命令第六条の規定は銀行法第五十三条第一項第八号の主務省令で定める場合について、区分命令第七条の規定は銀行法第五十七条の六の主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる区分命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条（第一項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点を有する銀行に係る部分を除く。）、第二項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等に係る部分を除く。）、第六項、第七項及び第十二項に限る。）及び第二条（第五項を除く。）の規定は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の主務省令で定める特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は特定承継会社及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令について、区分命令第六条の規定は銀行法第五十三条第一項第八号の主務省令で定める場合について、区分命令第七条の規定は銀行法第五十七条の六の主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる区分命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替 える区</p>	<p>読み替 える区</p>
<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替 える区</p>	<p>読み替える字句</p>

分命令の規定		「略」	第一条 第六項	第一条 第七項
			第三号並びに第二項第一号及び第三号	自己資本比率基準
			第二項第一号	法第十四条の二第一号
			銀行法	比率であつて、次項に規定する単体資本バツファア比率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バツファア比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本
			銀行法	比率
			銀行法第十四条の二各号に掲げる基準（第十六項において「自己資本比率基準」という。	同条第一号

分命令の規定		「同上」	第一条 第六項	第一条 第七項
			法	比率であつて、次項に規定する単体資本バツファア比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項及び第十三項において同じ。）に係る算式により得られる比率
			銀行法	比率

<p>項 第十六 第一條</p>	<p>法</p>	<p>「項を削る。」</p>	<p>比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率</p>
<p>比率であつて、次項に規定する連結資本バツファー比率、第二十一項に規定する連結レバ</p>	<p>銀行法</p>		<p>比率</p>

<p>「項を加える。」</p>	<p>項 第十二 第一條</p>	<p>比率であつて、次項に規定する連結資本バツファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率</p>
	<p>比率</p>	<p>比率</p>

		第二條 第一項	
自己資本比率又はレバ	三 号	若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号	レ ッ ジ 比 率 及 び 第 二 十 三 項 に 規 定 す る 連 結 レ バ レ ッ ジ ・ パ ツ フ ア ー 比 率 以 外 の 比 率 を い い 、 同 表 中 「 連 結 普 通 株 式 等 T i e r 1 比 率 」 、 「 連 結 T i e r 1 比 率 」 及 び 「 連 結 総 自 己 資 本 比 率 」 と は 、 当 該 連 結 自 己 資 本 比 率 の う ち 国 際 統 一 基 準 に 係 る 算 式 に よ り 得 ら れ る 比 率
自己資本比率		又は第二項第一号	
自己資本比率			前 条 第 十 六 項 に 規 定 す る 連 結 自 己 資 本 比 率 を 同 じ 。
			「 項 を 加 え る 。」

第三項	第二項	第一項	第二項	第二項	第二項	レバレッジ比率	レバレッジ比率
若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号	若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号	自己資本比率若しくはレバレッジ比率	自己資本比率	第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二	第三区分又はレバレッジ第三区分	若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号	若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号
又は第二項第一号	又は第二項第一号	自己資本比率	自己資本比率	第二区分の二	第三区分	又は第二項第一号	又は第二項第一号
						同条第一項又は第二項	同条第一項又は第二項
						単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。）又は第二項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）	単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。）又は第二項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）
						分	分
						非対象区分	非対象区分
						それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分	それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分

「項を加える。」	「項を加える。」	「項を加える。」	「項を加える。」
----------	----------	----------	----------

	<p>第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分</p> <p>第三区分又はレバレッジ第三区分</p>	<p>第二条 第四項</p>
<p>第三区分</p> <p>第三区分以外の区分</p>	<p>4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一</p>	<p>4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一</p>
		<p>第二条 第四項</p>
<p>4 特定承継会社が次の各号のいずれかに該当するものである場合には、当該特定承継会社について、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等が該当する前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。</p> <p>一 適格性の認定等</p>	<p>4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一</p>	<p>4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一</p>
<p>4 特定承継会社が次の各号のいずれかに該当するものである場合には、当該特定承継会社について、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等が該当する前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。</p> <p>一 適格性の認定等</p>		<p>4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第一百二十六条の三十一</p>

に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。)を行つた特定救済金融機関等(同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。)に該当する場合には、当該銀行については、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の

(再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号。以下この号及び次号において「貯金保険法」という。)第六十六条第一項に規定する適格性の認定等をいう。以下この項において同じ。)に係る合併等(貯金保険法第六十一条第二項に規定する合併等をいう。)を行つた救済農水産業協同組合(同条第一項に規定する救済農水産業協同組合をいう。)

二 適格性の認定等

に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。)を行つた特定救済金融機関等(同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。)に該当する場合には、当該銀行については、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の

(再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号。以下この号及び次号において「貯金保険法」という。)第六十六条第一項に規定する適格性の認定等をいう。以下この項において同じ。)に係る合併等(貯金保険法第六十一条第二項に規定する合併等をいう。)を行つた救済農水産業協同組合(同条第一項に規定する救済農水産業協同組合をいう。)

二 適格性の認定等

自己資本比率、資本
バツファー比率（単
体資本バツファー比
率又は連結資本バツ
ファー比率をいう。
以下この項及び次条
において同じ。）以
上の資本バツファー
比率、レバレッジ比
率以上のレバレッジ
比率又はレバレッジ
・バツファー比率（
単体レバレッジ・バ
ツファー比率又は連
結レバレッジ・バツ
ファー比率をいう。
以下この項及び次条
において同じ。）以
上のレバレッジ・バ
ツファー比率に係る
これらの表の区分に
掲げる命令とする。

を受けた農水産業
協同組合連合会等
（貯金保険法第六
十二条第一項に規
定する農水産業協
同組合連合会等を
いう。）から同項
に規定する資金の
貸付けその他の援
助を受けた農水産
業協同組合（貯金
保険法第二条第一
項に規定する農水
産業協同組合をい
う。次号において
同じ。）
三 適格性の認定等
を受けた農水産業
協同組合であつて
、指定支援法人（
再編強化法附則第
二十九条第二項の
規定により適用す
る再編強化法第三
十二条第二項に規

自己資本比率又は資
本バツファー比率（
単体資本バツファー
比率又は連結資本バ
ツファー比率をいう。
以下この項及び次
条において同じ。）
以上の資本バツファ
ー比率に係るこれら
の表の区分に掲げる
命令とする。

を受けた農水産業
協同組合連合会等
（貯金保険法第六
十二条第一項に規
定する農水産業協
同組合連合会等を
いう。）から同項
に規定する資金の
貸付けその他の援
助を受けた農水産
業協同組合（貯金
保険法第二条第一
項に規定する農水
産業協同組合をい
う。次号において
同じ。）
三 適格性の認定等
を受けた農水産業
協同組合であつて
、指定支援法人（
再編強化法附則第
二十九条第二項の
規定により適用す
る再編強化法第三
十二条第二項に規

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

定する指定支援法人をいう。)が行う再編強化法附則第二十九条第二項の規定により適用する再編強化法第三十三条に規定する業務の対象となつたもの

定する指定支援法人をいう。)が行う再編強化法附則第二十九条第二項の規定により適用する再編強化法第三十三条に規定する業務の対象となつたもの

附 則

この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。